

平成19年度

政策提言・政策条例に
関する提言並びに報告

平成20年3月11日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

目 次

はじめに	2
1 委員会の活動経過	3
(1) 委員会の行う検討・調査事項	3
(2) 議員への意向調査の実施	3
(3) 検討項目の決定	3
(4) 委員会の開催状況	4
(5) 検討結果等	6
ア 検討結果	
イ 検討結果の概要	
2 提言	9
(1) 「離島医療の充実」について（政策提言）	9
ア 提言項目	
イ 提言内容	
(2) 「かごしま観光立県基本条例（仮称）の制定」について（政策 条例の対象項目）	9
ア 提言理由	
イ 条例化に当たって	
ウ 提言内容	
3 報告	10
(1) 「入札制度の改革」について（申入れ）	10
ア 申入れ項目	
イ 報告内容	
(2) 「過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定」 について	10
(3) 「青少年の違法ドラッグ乱用防止」、「暴走族取締り」について	10

はじめに

地方分権が進展する中，県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るために当委員会は設置されたところである。

平成19年6月28日に第1回委員会を開催し，その後，全議員を対象とした政策提言等に関する意向調査の実施，これを踏まえての検討項目の決定，並びに検討項目の現状及び課題の把握を行うとともに，課題に対する対応策や提言内容について，委員間で論議を重ねてきた。

「入札制度」，「観光振興」，「医療関係」，「離島振興」，「青少年育成・暴走族取締り」，「過疎対策」について，検討した結果，県民福祉の向上又は県勢の発展に資するもので，課題克服等のために早期に取り組む必要があり，知事等への政策提言案又は議員による政策条例の対象とすべき事項については提言とし，これ以外は報告とした。

本報告書は，平成19年度の当委員会の検討経過及び結果等について，取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	山田宏之
	副委員長	青木寛
	委員	中重真一
	委員	田中良二
	委員	吉留厚宏
	委員	まつざき真琴
	委員	寺田洋一
	委員	持富八郎
	委員	宇田隆光
	委員	日高滋
	委員	池畑憲一
	委員	川原秀男
	委員	二牟礼正博

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ア 議会が知事及び教育委員会等に対して行う政策提言案
- イ 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成19年6月、議員が認識している政策課題や県政への提言等を把握するため、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる45件の提言がなされた。

表1 意向調査の概要

調査対象（議員）		53名
提言項目件数	政策提言	27件
	政策条例	18件
	合計	45件

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次表のとおり決定した。

表2 検討項目

検討項目
① 商業振興・まちづくり
② 入札制度
③ 観光振興
④ 医療関係
⑤ 離島振興
⑥ 青少年育成・暴走族取締り
⑦ 水産振興
⑧ 過疎対策

(4) 委員会の開催状況

第1回委員会を平成19年6月28日に開催した後、平成19年度中に委員会を11回、保健福祉部など県当局からの現状等の聴取を4回行い、検討事項について委員間で議論を行った。

なお、必要に応じて、関係の常任委員会委員長をオブザーバーとして出席を求めてきたところである。

表3 平成19年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

月 日	会議名等	協議内容等
H19. 6.28	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・政策提言，政策条例についての意見交換 ・意向調査の実施協議
	意向調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・議員に対する意向調査
H19. 7.10	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提言，政策条例についての意見交換 ・世話人の選出
H19. 8.10	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の結果 ・政策提言，政策条例の検討項目選定協議 ・「離島医療の充実」を検討項目決定
H19. 9.21	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提言，政策条例の検討項目選定協議（8項目） ・「離島医療の充実」（県保健福祉部から現状等の聴取）
H19.10. 1	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「離島医療の充実」提言案検討
H19.10. 2	議長への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・「離島医療の充実」について
H19.10.15	議長から知事へ申入れ(正副委員長同席)	<ul style="list-style-type: none"> ・「離島医療の充実」について
H19.11. 2	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の協議
		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成，暴走族取締関係の協議

月 日	会議名等	協議内容等
H19.11.27	第 7 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札制度の協議 ・ 青少年育成，暴走族取締関係 （県警本部，県保健福祉部，県環境生活部から現状等の聴取）
H19.12.19	第 8 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札制度（県土木部，県出納局から現状等の聴取） ・ 観光振興の協議
H20. 1.21	第 9 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎対策の協議 ・ 観光振興の協議（県観光交流局から現状等の聴取） ・ 入札制度の協議
H20. 2.25	第 10 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札制度の協議 ・ 観光振興の協議 ・ 提言並びに報告（案）の協議
H20. 3.6	第 11 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言並びに報告（案）の取りまとめ

(5) 検討結果等

ア 検討結果

各検討項目についての検討結果は、次表のとおり「観光振興」、「医療関係」、「離島振興」については提言、「入札制度」、「青少年育成・暴走族取締り」、「過疎対策」については報告、「商業振興・まちづくり」、「水産振興」については、時間の関係もあり未着手となった。

表4 検討結果

検討項目等		検討結果		
検討項目	検討内容	提言	報告	未着手
1 商業振興・まちづくり				○
2 入札制度	入札制度の改革		○ 申入れ	
3 観光振興	かごしま観光立県基本条例（仮称）の制定	○		
4 医療関係	離島医療の充実	○		
5 離島振興				
6 青少年育成・暴走族取締り	青少年の違法ドラッグ乱用防止		○	
	暴走族取締り		○	
7 水産振興				○
8 過疎対策	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定		○	

イ 検討結果の概要

(ア)「医療関係」、「離島振興」について

本県においては、医師不足は切実な状況にあり、医師の安定的確保が図られなければならない。

また、離島の住民は、専門医がいない場合など島外の医療機関を利用せざるを得ない場合があり、特に産科医療機関がない離島に居住する妊婦は妊婦検診や分娩のために島外の医療機関を利用せざるを得ないことから、産科医療機関がない離島に居住する妊婦の島外の産科医療機関を利用して定期受診する際あるいは出産に備えて島外で待機する際の交通費、宿泊費等の費用負担を軽減する必要がある。

る。

このようなことから、来年度予算への反映ということも考慮して、平成19年10月2日に「離島医療の充実」として、産科医療機関がない離島の妊婦の出産等に係る助成制度の創設並びに鹿児島大学等との連携による医師の安定的確保を内容とする緊急の提言を議長に対して行った。

(イ)「観光振興」について

観光は、本県にとって重要な総合的産業であり、ますます積極的な施策の展開が必要である。

今後、本県が国内外の誘客競争に打ち勝つには、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業等を大きな好機ととらえ、本県のイメージアップや観光客の誘致を図る必要がある、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人一人がその担い手として参加しながら県民総ぐるみの取り組みを行うことが重要である。また、「かごしま新観光戦略21」の計画期間が平成22年度まで、「かごしまPR基本戦略」が平成23年度までとなっていることから、それ以降の新たな観光振興戦略の展開を図る必要がある、県民一体となって観光立県の実現を図っていくための基本指針となる「かごしま観光立県基本条例（仮称）」を制定すべきであり、議員による政策条例の対象とすべき事項とした。

(ウ)「入札制度」について

公共工事の入札制度は、公平性、透明性、競争性の確保が重要である。また、地域の経済や雇用を支え、災害対応や地域づくりを担う建設業の貢献にも鑑み、一定の競争性を確保しつつ地域性への配慮も必要である。

当委員会では、公共工事の入札制度を主に検討したが、公共工事の入札において、県内建設業者の受注機会の確保、適正な工事等の確保、公平性、透明性の確保について知事へ申入れるべきとし、工事以外の測量・建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託等の入札についても同様の取組をすべきとした。

また、当委員会では、入札・契約制度について、議会が関与する条例制定についても検討したが、入札制度全般を含め、引き続き、

検討すべき課題とした。

(エ)「過疎対策」について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成22年3月末で失効するが、本県の過疎地域の現状や過疎市町村の財政状況等を考慮すると、なお一層の強力で総合的な過疎対策を講ずる必要があり、過疎法の必要性等について議論を深め、新法制定に向け取り組んでいくべきである。

また、市町村合併に伴う特例及び過疎地域の指定単位等の見直しについても、検討していく必要がある。

なお、過疎地域の自立促進のための調査研究を行う、県及び関係市町村の職員で構成する「過疎地域自立促進調査研究会」が平成20年2月に設置されたところであり、同研究会の検討状況も見守りながら、県当局との継続した議論が必要なことから、所管の常任委員会での取組が望まれる。

(オ)「青少年育成・暴走族取締り」について

青少年育成については、青少年の違法ドラッグ乱用防止について、「鹿児島県青少年保護育成条例」の改正を含めて検討したが、本県における違法ドラッグの検挙事案は皆無であり、また、薬物乱用防止の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の啓発の取組が行われていることから、提言とせず報告とし、引き続き、違法ドラッグ関連の動き等も見守りながら、更なる対策の強化が必要と判断される状況に至ったときは、直ちに対応することとした。

また、暴走族取締りについても、「鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例」の改正も含め検討したが、本県においては少人数等による暴走行為は見受けられるものの、暴走族は減少傾向にあり、警察署に地域連帯係が設置され、地域ボランティアによる安全安心まちづくり活動も活発になってきていることなどから、提言とせず報告とし、今後、暴走族関連の動きや取締りや啓発等の取組状況も見守りながら、必要な場合は直ちに対応することとした。

なお、違法ドラッグ乱用防止及び暴走族取締りについては、青少年の健全育成の観点から引き続き検討して行くことが重要であることから、所管の常任委員会における取組も望まれる。

2 提言

(1)「離島医療の充実」について(政策提言)

※平成19年10月2日(火)議長へ提言済み。

ア 提言項目

- (ア) 産科医療機関がない離島の妊婦の出産等に係る助成制度の創設
- (イ) 鹿児島大学等との連携による医師の安定的確保
- (ウ) 医師確保対策に係る県・市町村・医療機関などが一体となった基金などの設置

イ 提言内容

別紙1のとおり

(2)「かごしま観光立県基本条例(仮称)の制定」について(政策条例の対象項目)

ア 提言理由

観光は、本県にとって重要な総合的産業であり、さらに積極的な施策を展開し、誘客等を図る必要がある。そのためには、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人一人がその担い手として参加しながら、県民一体となった観光立県の実現を図っていく必要があるが、そのための基本指針となる「かごしま観光立県基本条例(仮称)」を制定すべきである。

イ 条例化に当たって

基本理念、関係者等(県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体など)の責務と役割を示す。また、本県観光の取り組むべき課題等を踏まえ、基本計画、観光振興のための施策、数値目標等の考え方を位置づける。

ウ 提言内容

別紙2のとおり

3 報告

(1) 「入札制度の改革」について(申入れ)

ア 申入れ項目

- (ア) 県内建設業者の受注機会の確保
- (イ) 適正な工事等の確保
 - ・ 総合評価方式の導入
 - ・ 適正な工事等の監督等
 - ・ 低価格入札対策の見直し
- (ウ) 公平性, 透明性の確保
 - ・ 電子入札の拡大
 - ・ 入札監視委員会の機能強化

測量・建設コンサルタント業務, 物品調達, 業務委託等への同様の取組

イ 報告内容

別紙3のとおり

(2) 「過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定」について

報告内容

別紙4のとおり

(3) 「青少年の違法ドラッグ乱用防止」, 「暴走族取締り」について

報告内容

別紙5のとおり

「離島医療の充実」について

I 現状と課題

1 現状

本県は多くの離島を有しているが、これらの地域は全般的に医療供給基盤の整備が立ち後れており、また、交通基盤の整備の立ち後れもあって、医療機関の利用が困難な地域が多く存在している。

- (1) 医師臨床研修の義務化、医師の労働環境の悪化等に伴い、地域間、診療科間における医師の偏在が助長されたこと等もあり、全国的にみて地域や診療科で医師の不足が深刻化している中で、本県においても同様の状況があり、特に離島において医師が不足している状況にある。

ア 県内の医師数は、平成 18 年 12 月末現在で、4,077 人である。二次医療圏別でみると、約 35 %の人口が居住する鹿児島医療圏に約 52 %の医師が集中している。

県の人口 10 万人当たり医師数は、平成 18 年 12 月現在で、234 人である。全国との比較が可能な平成 16 年 12 月現在でみると、鹿児島県の 224 人は、全国の 212 人に比して遜色はない。

しかし、全域が離島である熊毛医療圏は 116 人（平成 18 年）、奄美医療圏は 163 人であり、熊毛医療圏は、県あるいは国に比して約 2 倍の格差がある。

なお、平成 19 年 9 月現在で、県内の有人 28 島しょのうち、15 島は無医島である。

医師数（平成 18 年 12 月 31 日現在） (人, %)

	医師数	構成比	人口	構成比	人口 10 万人当たり医師数
県	4,077	100.0	1,742,582	100.0	234
鹿児島医療圏	2,111	51.8	605,863	34.8	348
熊毛医療圏	55	1.3	47,316	2.7	116
奄美医療圏	204	5.0	124,822	7.2	163
全国（平成 16 年）	270,371	—	—	—	212
本県（平成 16 年）	3,967	—	—	—	224

イ 特定診療科の医師不足に関しては、これまでも島内人口の少ない 23 島において産科医がいなかったところであるが、人口約 34 千人の種子島においても、本年 4 月に、島内唯一の産婦人科医の業務停止問題が発生したところである。

出生千人当たり産科医数(平成 16 年 12 月現在)でみると、県は 10.3 人(産科医実数 156 人)であるが、熊毛医療圏は 4.6 人(同 2 人)、奄美医療圏は 9.1 人(同 10 人)であり、熊毛医療圏は、県に比して約 2.2 倍の格差がある。

産科医数(平成 16 年 12 月 31 日現在) (人)

	産科医数	出生千人当たり産科医数
県	156	10.3
鹿児島医療圏	90	16.5
熊毛医療圏	2	4.6
奄美医療圏	10	9.1

(2) 医療機関のない離島地域には、一部の島を除き、市町村によりへき地診療所等(へき地診療所に相当する国保直営診療所を含む。)が設置され、また、へき地診療所等を支援する医療機関として県内の 13 施設がへき地医療拠点病院として指定されている。これらの施設においては、医師が不足した場合、医師の派遣要請、公募等が行われており、県からは自治医科大学卒業医師の、鹿児島大学附属病院からは医師の派遣協力も受けながら、医師確保に努めている。

しかし、平成 19 年 9 月現在で、32 カ所設置されているへき地診療所等のうち 19 の診療所では常勤医を配置できておらず、先述のとおり、県内の有人 28 島しょのうち、15 島は無医島となっている。

なお、へき地医療支援の中核機関として県立病院局にへき地医療支援機構が設置され、へき地診療所等の医師が不在となる際の代診医の派遣要請を受けてその調整が行われているが、要請に十分に対応できていない状況にある。

(参考) 医師の確保が困難となっている背景

厚生労働省の資料によると、小規模な公立病院を中心に医師の確保が困難となるケースが生じている。近年、大学病院を取り巻く状況の変化や研修医への指導のため大学において中堅医師等を確保する必要が生じたこと等により大学医局から派遣補充する機能が低下したこと、あるいは若手の医師が研修先として症例数が多い病院に集中する傾向があることも一因とされている。

なお、県議会環境生活厚生委員会が平成 19 年 8 月に実施した行政視察で鹿児島大学医学部附属病院と行った意見交換においては、同病院側から、これまで県内の公的医療機関あるいは離島巡回診療に医師を派遣している同病院においても、平成 16 年度からの新臨床研修制度の導入以降、医師が不足する傾向にあることから医師の派遣要請に十分に対応できない状況が説明され、医師確保については、県、県医師会等との連携が重要である、あるいは臨床研修医の受け入れのための宿舎の提供など条件整備等への支援が必要である、など多くの意見が出された。

- (3) 離島の住民は、専門医がいない場合など島外の医療機関を利用せざるを得ない場合があり、特に産科医療機関がない離島地域に居住する妊婦は、妊婦検診や分娩のために島外の医療機関を利用せざるを得ない。

妊婦健診の間隔は、妊娠初期から 23 週までは 4 週間に 1 回、24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回、36 週以降分娩までは 1 週間に 1 回、が原則とされており、その受診のための交通費や、交通機関の関係上、必要となる宿泊費、出産に備えて島外で待機する際の交通費、宿泊費などの経済的負担が大きい。

離島の住民から、特に出産については、事前に島外で待機するためにその滞在費の負担が大きい、といった切実な声も上がっている。

また、平成 19 年第 2 回県議会で大島郡町村議会議長会からも県議会に対し「出産経費助成事業条例等の制定に係る陳情」が提出されたところである。

なお、現在、県内で 4 市町村において、妊婦検診のための交通費又

は宿泊費に対する一部助成が実施されているが、出産に備えての宿泊費は対象とされていない。

2 当面の課題

(1) 産科医療機関がない離島の妊婦の出産等に係る経費負担の軽減

産科医療機関がない離島に居住する妊婦が、島外の産科医療機関を利用して、定期受診する際あるいは出産に備えて島外で待機する際の交通費、宿泊費等の費用負担を軽減する必要がある。

本県は、あまみ長寿・子宝プロジェクトも推進しており、子どもを安心して生み育てる観点からも一定の出産経費については支援する必要がある。

(2) 鹿児島大学等との連携による医師の養成と確保

これまで、県、鹿児島大学、県医師会、市町村等関係機関・団体が連携して医師の養成、派遣等が行われているが、医師の不足が深刻化している現状に対応するために、平成19年5月31日に決定された政府・与党の「緊急医師確保対策」も踏まえて、医師不足地域や特定診療科で勤務する医師の養成策を確立するとともに、離島など医師を必要とする地域や診療科に医師を確実に配置するシステムを構築する必要がある。

II 提言

1 産科医療機関がない離島の妊婦の出産等に係る助成制度の創設

産科医療機関がない離島に居住する妊婦が、島外の産科医療機関で定期受診する際の、また出産に備えて事前に待機する際の交通費及び宿泊費に係る経済的負担の軽減を図るため、その経費の一部を助成する制度を創設すること。

なお、すでに類似の事業を実施している県もあるので、それらも参考にして、早急に実現を図ること。

2 鹿児島大学等との連携による医師の安定的確保

平成 19 年 5 月 31 日に決定された政府・与党の「緊急医師確保対策」も踏まえて、次の施策を講じること。

(1) 医師養成数の増加

医師確保が必要な地域や診療所に医師を確保するための緊急臨時的な医師養成増を図るために、県は、卒業後、離島・へき地等で9年以上勤務することを返還免除の条件とする奨学金を設定し、鹿児島大学等と連携して、その奨学金制度を活用した鹿児島大学医学部の入学定員の5名増を図ること。

なお、平成 18 年度から設けられた鹿児島大学医学部のいわゆる地域枠^(注)の入学者に貸与している医師修学資金貸与制度については、新たな奨学金制度との均衡にも考慮しながら、見直しを行うこと。

(注) 地域枠：地元出身者のための入学枠

(2) 鹿児島大学医学部における地域枠の拡充等

鹿児島大学に対して、医学部の入学者選抜等における地域枠の拡充が図られるよう要請すること。また、医学部学生を卒業後に地域に定着させるための更なる取組を求めること。

(3) 臨床研修医の受け入れのための条件整備等に係る支援

鹿児島大学医学部附属病院における臨床研修医を確保するために、

宿舍の提供体制の充実等その受け入れのための条件整備，ガイドブック作成等の PR の強化等を支援すること。

(4) 地域医療対策協議会の活用による医師確保策の検討と実施

医師が不足しがちな離島などのへき地診療所や公立医療機関において医師を確保するため，鹿児島大学，県医師会及び県で構成する鹿児島県地域医療対策協議会を活用して，ドクターバンクの設置，女性医師の活用など医師の確保策を検討し，その実現を図ること。

なお，医師の確保対策にあたっては，安定的な財源の確保が必要であると思われることから，県，市町村，医療機関など県民一体となった基金などの設置も検討すること。

「かごしま観光立県基本条例（仮称）の制定」について

1 観光の現状

近年、観光を取り巻く社会・経済環境は、少子・高齢化の進行、グローバル化や高度情報化の進展、消費動向の二極化、食の安心・安全への関心の拡大、個人旅行・体験型旅行の増加など大きく変化しており、人々は、生活水準の向上や自由時間の増大等を背景に、生活のゆとりやうるおいを重視した生き方を求めるようになってきている。また、社会・経済の活力を維持するためには、国内外との交流の拡大による地域活性化を図ることも必要となってきた。

本県にとって観光は、観光客の来訪や宿泊による消費拡大の直接的な効果だけでなく、地域経済に大きな波及効果をもたらす有効な産業であることから、鹿児島県の自然、食、文化など特色ある地域資源を活かしながら、更なる発展を図るための取組を行ってきたところであるが、現在の本県観光客の動向等について見てみると以下のとおりとなっている。

(1) 本県観光客の動向

ア 観光客数の現状

平成18年に本県を訪れた観光客数は47,819千人で、うち宿泊観光客数9,619千人、日帰り観光客数38,200千人で、前年と比較して1,729千人（3.7%）の増加となっている。

県外・県内の別で見ると、県外観光客数25,577千人、県内観光客数22,242千人となっている。

イ 観光客入込みの特徴

県外宿泊観光客数7,594千人を発地別で見ると、北部九州地区が25.5%、関東地区が23.2%、関西地区が19.8%、南部九州地区が18.9%の順となっており、この4地区で全体の9割近くを占めている。

宿泊先別で見ると、鹿児島・桜島地区で38.1%と全体の約3分の

1を占め、次いで指宿・佐多地区で18.9%、霧島地区で13.2%となっており、この3地区で全体の7割を占めている。

季節別で見ると、春季（3～5月）が28.0%、秋季（9～11月）が26.1%、夏季（6～8月）が24.5%、冬季（1～2月、12月）が21.4%の順となっており、年間平準化がほぼ進んでいる。

交通機関別で見ると、自動車によるものが38.1%、航空機が32.2%、鉄道18.0%の順となっている。

ウ 外国人観光客の現状

平成18年に本県を訪れた外国人観光客数は約11万3千人で、前年と比較して約3万人（36.0%）の増加となっている。平成11年に6万人台まで減少し、その後7～8万人台で推移していたが、過去最高となった平成9年の11万8千人に近い水準まで回復した。

発地別で見ると、韓国からが43.3%と最も多く、次いで台湾の26.4%の順となっており、この国・地域で全体の約7割を占めている。

観光客数の推移 (単位：千人)

年	9	11	14	17	18
県外宿泊客数	8,124	7,526	7,873	7,514	7,594
県内宿泊客数	2,492	2,323	2,198	2,064	2,025
小計	10,616	9,849	10,071	9,578	9,619
日帰り観光客数	—	—	36,828	36,515	38,200
合計	10,616	9,849	46,899	46,093	47,819
外国人観光客数	118	61	73	83	113

(注) 1：「平成18年鹿児島県観光統計」による。

2：平成11年までは、「日帰り観光客数」は調査対象外。

(2) 観光消費額

平成18年の宿泊観光客及び日帰り観光客による観光消費額は4,377億円で、平成17年と比較して59億円（1.3%）の減少となっておりここ数年減少傾向にある。

観光による消費は、直接的には宿泊・交通等の観光産業の売上げとなるが、観光産業のみならず原材料等の購入、加工等を通じて、製造業、商業、農林水産業など関連する産業への経済効果は極めて大きなものがある。

観光消費額の推移 (単位：億円)

年	9	11	14	17	18
宿泊観光客	2,605	2,380	2,372	2,369	2,304
日帰り観光客	—	—	1,866	2,067	2,073
合計	2,605	2,380	4,238	4,436	4,377

(注) 1：「平成18年鹿児島県観光統計」による。

2：平成11年までは、「日帰り観光客」分は調査対象外。

2 本県における観光振興の取組

(1) 「かごしま新観光戦略21」の策定と取組

- 観光を取り巻く社会・経済環境の変化や、人々の価値観の多様化の進展、21世紀の基幹産業としての観光の重要性など、今後の観光の動向と意義を認識しつつ、県民総ぐるみで取り組むべき施策・事業を具体的に示すとともに、これを実現するための戦略的な取組を明らかにするほか、民間の自主性・主体性を重視しながら、今後さらに民間と行政が一体となった観光振興の推進体制を確立するために、平成14年3月に「かごしま新観光戦略21」が策定されている。

※ 計画期間は、平成14年度から平成22年度までの9年間。

※ 平成22年までの数値目標として、観光客数5,500万人（うち県外宿泊観光客数1,000万人、うち外国人宿泊観光客数20万人など）を掲げている。

- 観光振興の推進施策としては、誘客宣伝を行う観光かごしま大キャンペーン事業、にぎわい回廊や案内標識、自然公園を整備する魅力ある観光地づくり事業、また海外観光客の誘致のセールス活動や観光テレビCMの放映を行う海外誘客強化事業や海外チャーター促進に助成を行う事業など、ソフト・ハード両面から誘客対策の取組が行われている。

(2) 推進体制の強化

- ・ 本県の観光振興及び地域活性化を推進するため、広く民間の観点から観光全般をコーディネートし、プロデュースする「観光プロデューサー」が平成17年9月に県観光連盟に設置された。
- ・ 観光振興や国際交流に係る業務、県産品等のPRに係る業務を集約し、これらの業務についての総合戦略を構築するとともに、業務を一体的に推進するため平成18年4月に県商工労働部内に観光交流局が設置された。

(3) 「かごしまPR基本戦略」の策定と取組

- ・ 本県は、屋久島、桜島、錦江湾など豊かな自然・景観、焼酎・黒豚などの食、個性ある歴史や文化を有しており、これら多彩な資源に磨きをかけ、国内外に情報発信していくことが重要である。
一方、これまでの本県における情報発信の取組は、統一性・戦略性に欠け、イメージ形成に十分にはつながっていないとの指摘もあった。このようなことから、九州新幹線鹿児島ルート全線開業等も見据え、国内外に向けた本県のイメージアップを図り、観光客の誘致や県産品の販売促進等を図るため、平成23年度までの概ね5年間のPR活動の指針として平成19年3月に「かごしまPR基本戦略」が策定されている。
- ・ 平成19年度は、知事トップセールスや鹿児島フェアを実施するとともに、新たなイメージアップポスター「本物。鹿児島県」や鹿児島の魅力を集めたDVD・小冊子等のPR資材の制作などのPR関係施策を展開している。

3 国の動き

国は、平成18年12月に「観光立国推進基本法」を制定し、観光を21世紀における我が国の重要な産業政策の柱として明確に位置づけるとともに、平成19年6月に観光施策のマスタープランともいふべき、「観光立国推進基本計画」を策定した。また平成20年に「観光庁」創設を打ち

出すなど、観光立国の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとしている。

4 本県観光の取り組むべき課題

これまで、観光振興に資するため様々な施策・事業を展開してきているが、本県観光の更なる発展のためには次の課題に積極的に取り組んでいく必要があると考える。

(1) 共生・協働による魅力ある景観・観光地の形成

本県の豊かな森林の保全・活用や、錦江湾や県内各地の河川等の快適で潤いのある水辺の保全、本県の恵まれた自然や多様な歴史・文化等を活かした愛着と誇りのもてる個性豊かな美しい景観・観光地づくりを推進することは、本県を訪れる観光客に憩いとやすらぎをもたらすなど良い印象を持ってもらうのに有効なことである。

良好な景観・観光地の形成は、観光その他の地域間の交流の促進にも大きな役割を担うものであり、地域の活性化に資するよう、県、市町村、県民等により、共生・協働を旨とし、その形成に向けてより一層の一体的取組が必要である。

(2) 広域的な観光ルートの整備

これまで、九州内の各地域においては、地域住民や民間団体、自治体等が地域づくりや観光地づくりのためにそれぞれの地域の特徴を活かした活発な取組を行ってきているが、鹿児島をはじめとする九州各県の観光動向を見てみると、ここ4～5年観光客数が伸び悩んでいる状況にある。交通基盤の整備等に伴う観光客の行動範囲も拡大してきており、県域を越えた広域観光を推進することは、本県にとっても誘客宣伝活動等を行ううえで効果的であることから、熊本、宮崎県など近隣の県や、九州各県との一層の連携による新たな広域観光ルートの開発や観光情報の発信に積極的に取り組む必要がある。

(3) スポーツ観光王国の確立

本県でスポーツキャンプ・大会をしてもらうことにより、キャンプ等

の参加者及び観戦者に対し、本県の自然や歴史、文化等を情報発信でき、キャンプ地周辺の観光、宿泊や土産購入等により地域活性化への貢献が期待できる。

スポーツキャンプ・大会について、誘致から歓迎まで一体となった取組を実施するとともに、キャンプ等の参加者及び観戦者への観光PR活動等を積極的に推進する必要がある。

(4) 個人・健康・食・体験型旅行商品・着地型観光プログラムの開発

観光客の個人旅行の増加、本物志向・体験志向の高まりを背景に、地域の農林水産物を使った料理などを提供することや、農山漁村におけるグリーン・ツーリズム、ブルーツーリズム、自然とふれあい学ぶエコツーリズム、地場産業と連携した工芸品等の製作体験といった体験型旅行商品や着地型観光プログラムの開発を行うことが、旅の魅力づくりの大きな要素となってきた。

(5) 外国人観光客の誘客拡大と受入体制の充実

今後、経済の発展が期待される中国、台湾、韓国などのアジア各国・地域からの観光客の増加が期待されることから、民間と行政が一体となって、国際航空路線の充実を図るとともに、アジア各国・地域への現地セールスの実施、海外エージェント等と連携した外国人観光客向けの旅行商品の開発など外国人観光客の誘致を拡大する必要がある。

また、外国人観光客が利用しやすい観光案内所の設置、外国語併記の観光案内板の設置、外国人向けガイドブックの作成、通訳の育成・確保、両替・免税店の設置など、外国人観光客にやさしい受入体制の整備促進を図る必要がある。

(6) 観光かごしまの情報発信の強化

本県特有の自然、歴史、文化など多彩で優れた観光資源を生かし、多くの人々に「鹿児島に行ってみよう。」という想いを抱かせるような効果的な情報発信（キャンペーン、マスコミ、旅行エージェント等を活用した多彩な広報宣伝など）の強化を図る必要がある。

また、民間・行政のみならず、県民自らが、鹿児島良さを再認識し一人一人が鹿児島魅力情報を発信することも重要となってきた。

(7) 農林水産業・食品加工・工芸など他産業との連携

観光は、宿泊業や旅行業をはじめ、農林水産業や商工業など幅広い分野を含んだ大変裾野の広い産業である。

農林水産業と連携し、本県ならではの特色ある農林水産物を安定的に供給できる産地づくりを進めるとともに、観光業や食品関連産業等と連携した流通・販売体制の整備を行い、県外や海外に対し積極的に情報発信することにより、観光客の定着を図る必要がある。また、伝統的工芸品、特産品などの価値ある観光土産品等を提供し旅の魅力づくりにも努める必要がある。

(8) 新たな観光を担う人材の育成

地域の人々が、郷土の自然、歴史・文化などに関する知識を深め、観光ボランティアやNPO等の活動を通じて自ら観光客の案内等に参画できるように学習機会の充実を努めるとともに、まごころのこもったおもてなしを県民総ぐるみで展開していくことが求められている。

県内各地では、地域づくり団体等が主体となって、地域振興を目的とした観光地づくりが行われており、こうした活動がより一層活発化していくためには、地域づくりをリードする人材の育成が必要である。

また、国際化の進展に伴い、我が国を訪れる外国人は増加していくと見込まれることから、郷土への愛着とともに国際的感覚も併せもった青少年を育成し、国際交流の推進を図る必要がある。

(9) 平成23年度以降の観光振興計画の策定

「かごしま新観光戦略21」の計画期間が平成22年度まで、また「かごしまPR基本戦略」が平成23年度までとなっていることから、平成23年度以降の観光振興を図るため、将来ビジョンを踏まえた5～10年の将来に向けての中・長期的な新たな計画が必要である。

5 条例の制定

(1) 条例制定の意義

平成18年の本県の観光客消費額は4,377億円で、農業産出額の4,079億円を超えるほどの規模となっており、観光は本県にとって重要な産業である。また総合的産業として商工業や農林水産業などへの経済的効果が期待でき、雇用の機会の増大や交流人口の拡大など地域の活性化にも大いに寄与することから、今後ますます重要性が増していくものと思われる。

その一方、近年の観光客の動向を見ると、外国人観光客は回復しているものの、県外観光客は伸び悩んでおり、一層積極的な施策の展開が必要となってきた。今後本県が国内外の誘客競争に打ち勝つには、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業等を大きな好機ととらえ、本県のイメージアップや観光客の誘致、県産品の販売促進等に繋げていくとともに、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人一人がその担い手として参加しながら県民総ぐるみの取組を行うことが重要である。

また、「かごしま新観光戦略21」の計画期間が平成22年度まで、「かごしまPR基本戦略」が平成23年度までとなっていることから、それ以降の新たな観光振興戦略の展開を図る必要があり、県民一体となって観光立県の実現を図っていくための基本指針となる「かごしま観光立県基本条例（仮称）」を制定すべきと考える。

これまで本県議会においては、熱心な議会審議のほか、平成5年に全国に先駆けて観光振興議員連盟を創設し、同年宮崎県と連携し南九州観光振興会議を設立、その後平成13年には同会議に熊本県が加入し、南九州3県の緊密な連携と協力による広域観光の取組を推進してきた。また、「交通・エージェント」、「宿泊・受入れ」、「観光施設・特産品」などの各分野について県観光業界との合同研修会を開催し、意見交換を行うなど検討を重ね、それらを踏まえた観光行政の在り方等について知事への申入れも行ってきた。

条例制定にあたっては、県民の代表である議員が、議会活動の経験を活かすとともに、広く県民の意見も聞きながら、政策立案機能を発揮し、自ら提案すべきである。

(2) 目的

本県の観光の振興について、基本理念及び必要な事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(3) 主な内容

- ・ 基本理念、関係者等（県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体など）の責務と役割を示す。
- ・ 前記4に記載した本県観光の取り組むべき課題等を踏まえ、基本計画、観光振興のための施策、数値目標等の考え方を位置付ける。
※上記を規定することにより、平成23年度以降の新たな観光振興戦略の策定を目指す。

(4) 具体的な取組

- ・ 県議会条例案調整会議で策定作業を進める。
- ・ 観光関係の機関、団体、個人、他産業等からの意見聴取を行う。
- ・ 県民からのパブリックコメントを実施する。

(参考)

道県観光基本条例の内容

広島県	北海道	長崎県
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本理念</p> <p>第3条 県の責務</p> <p>第4条 県民の役割</p> <p>第5条 観光事業者の役割</p> <p>第6条 観光関係団体の役割</p> <p>第2章 基本的施策</p> <p>第7条 基本計画</p> <p>第8条 財政上の措置</p> <p>第9条 国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>第10条 観光資源の活用による魅力ある観光地の形成</p> <p>第11条 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備</p> <p>第12条 観光産業の競争力の強化</p> <p>第13条 観光の振興に寄与する人材の育成</p> <p>第14条 外国人観光旅客の来訪の促進</p> <p>第15条 国際相互交流の促進</p> <p>第16条 観光旅行者の本県への来訪の促進</p> <p>第17条 観光旅行者に対する接遇の向上</p> <p>第18条 観光旅行者の利便の増進</p> <p>第19条 観光旅行の安全の確保</p> <p>第20条 新たな観光旅行の分野の開拓</p> <p>第21条 観光地における環境及び良好な景観の安全</p> <p>第22条 広報等</p> <p>第3章 観光立県推進会議</p> <p>第23条 観光立県推進会議</p> <p>第24条 推進会議の組織等</p> <p>第25条 推進会議の会長</p> <p>第26条 推進会議の議事等</p> <p>第27条 推進会議の委任</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本理念</p> <p>第3条 道の責務</p> <p>第4条 道民の役割</p> <p>第5条 観光事業者の役割</p> <p>第6条 観光関係団体の役割</p> <p>第2章 基本的施策</p> <p>第7条 施策の基本方針</p> <p>第8条 基本的な計画</p> <p>第9条 財政上の措置</p> <p>第3章 観光審議会</p> <p>第10条 設置</p> <p>第11条 所掌事項</p> <p>第12条 組織</p> <p>第13条 委員及び特別委員</p> <p>第14条 会長及び副会長</p> <p>第15条 会議</p> <p>第16条 部会</p> <p>第17条 会長への委任</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 基本理念</p> <p>第4条 県の責務</p> <p>第5条 市町の役割</p> <p>第6条 県民の役割</p> <p>第7条 観光関係事業者の役割</p> <p>第8条 観光振興団体の役割</p> <p>第2章 観光の振興に関する施策</p> <p>第9条 施策の基本方針</p> <p>第10条 基本計画</p> <p>第11条 施策の実施状況の報告</p> <p>第12条 広報等</p> <p>第13条 市町の観光地づくり実施計画</p> <p>第14条 観光地づくり重点支援地区及び観光地づくり重点支援分野</p> <p>第15条 観光地づくり推進団体及び観光地づくり地域協定</p> <p>第16条 財政上の措置</p> <p>第3章 観光審議会等</p> <p>第17条 設置</p> <p>第18条 組織及び運営</p> <p>第19条 委員の任期等</p> <p>第20条 会長等</p> <p>第21条 雑則</p> <p>第22条 委任</p>

「入札制度の改革」について

公共工事の入札においては、その公平性、透明性、競争性を確保することが最も重要なことである。また、災害等への対応や雇用の創出、地域経済の活性化等を考慮すると、地域性も配慮すべき重要な要件である。

さらに、公共構造物等は、将来にわたり信頼のおける品質を確保する必要がある。

このようなことから、当委員会では、昨今の公共工事の入札に関する様々な課題について検討を重ね、下記のとおり知事へ申入れすべきとの結論に至った。

I 現状と課題

1 現 状

我が国経済は、景気の拡大が緩やかに進んでいるが、地方においてはまだ回復の実感に乏しい状況にある。本県の財政状況も依然として厳しい状況が続いており、今後の公共工事の執行にあたっては、優先度により峻別と重点化を進め、県としても限られた財源を有効に執行していく必要がある。

また、入札談合については、予算のむだづかいであるという観点からも厳しい目が向けられており、その廃絶は社会全体の要請となっている。

特に、近年続発した国、地方公共団体の職員が談合に関与したいわゆる官製談合については、極めて厳しい批判を受けており、根絶に向けた取組が求められている。

一方、公共事業費の削減により、建設業界は供給過剰構造となっており、入札競争の激化により、全国的に低価格受注傾向にあり、建設業者の経営悪化、品質確保への支障、下請業者等への賃金のしわ寄せなどが懸念されている。

(1) 建設投資の大幅な減少

国の建設投資は、ピーク時の平成4年度に84兆円に達していたものが、平成19年度において約52兆円が見込まれ、ピーク時の約6割まで急激に減少している。

本県における公共事業予算は、ピーク時の平成10年度に約3,334億円に達していたが、平成19年度は約1,347億と4割まで減少し、県単公共事業は平成8年度のピーク時の839億円に対し、平成19年度は3割弱の約225億円になるなど大幅に減少している。

(2) 本県の建設業者数の推移

本県における建設業者数は、公共事業予算がピーク時の平成10年度が6,476者、予算が5割以下に減少した平成18年度が6,343者と大差はない状況である。

建設業者数の推移

年 度	建設業者数
平成10年度	6,476
平成16年度	6,680
平成17年度	6,498
平成18年度	6,343

(注) 上記の建設業者数は、建設業法の規定により都道府県知事又は国土交通大臣の許可を受けたものである。

(3) 本県の公共工事における入札・契約制度等の状況

ア 入札・契約制度の最近の改正状況

- ・一般競争入札の対象金額の引下げ
(平成16年4月：22億2千万円以上→10億円以上)
- ・公募型指名競争入札の対象金額の引下げ
(平成16年4月：3億円以上→1億円以上)
- ・一般競争入札の対象金額の引下げ
(平成19年4月：10億円以上→1億円以上)
- ・一般競争入札の対象金額の引下げ
(平成20年1月：1億円以上→5千万円以上)

イ 入札・契約制度の透明性向上のための措置

- ・ 入札参加資格の格付結果の公表（平成12年4月）
- ・ 入札経過・契約内容の公表及び発注見通しの公表（公共工事適正化法対応（平成13年4月）
- ・ 予定価格の事前公表，入札監視委員会の設置，入札・契約の苦情処理手続要領の制定（平成14年4月）
- ・ 入札参加資格の格付基準の公表（平成16年4月）
- ・ 入札参加資格審査に係る総合点数及び技術事項等評価点数などのすべての公表（平成18年3月）

ウ 総合評価方式の取組状況等

（ア）平成18年度の試行状況

- ・ 平成18年度は，1億円以上の工事の中から，橋梁上部工，海上工事，土木一式工事，各1件ずつ計3件の工事について総合評価方式（簡易型）で試行した。
- ・ このうち橋梁上部工については，技術評価点が高かったことから，最低価格入札者以外の業者が落札している。

（イ）平成19年度の取組状況

- ・ 本年度は，これまで橋梁上部工，橋梁下部工，砂防ダム，畑地かんがい用貯水槽工事，海上工事の計5件の工事について実施中である。
- ・ このうち，橋梁・下部工は施工上の工夫に関する技術提案を求める標準型となっている。

【参考】総合評価方式とは

「価格」のほかに、「価格以外の要素」（技術力）を評価の対象に加えて，品質や施工方法等を総合的に評価し，技術と価格の両面から最も優れた提案をしたものを落札者とする方式である。

エ 電子入札の取組状況等

（ア）平成19年度の取組状況

平成19年9月に試行を開始し，試行件数は平成20年2月末までに約200件となっている。

(イ) 電子入札導入スケジュール

	H15	H16	H17	H18	H19	H20以降
基本構想	→→					
システム基本設計		→→	→→			
詳細設計・模擬入札				→→		
試行・段階的導入					→→	
本格運用						→→→→

【参考】電子入札とは

電子入札は、公共事業支援統合情報システム、いわゆるCALS/EC（キヤルス/イーシー）の一環として、業務の効率化、コストの縮減、発注に当たっての透明性の向上などを目的として実施するものである。

オ 落札率の推移

予定価格1億円以上の工事

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19 上半期
落札率(%)	98.2	96.7	95.2	94.7	91.4	92.9

予定価格250万円以上の全工事

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19 上半期
落札率(%)	97.7	96.4	95.7	95.5	94.7	94.5

2 当面の課題

(1) 透明性の確保

入札談合を防止するなど、公共工事の入札制度の適正な運用を図るためには、発注者側の有する入札又は契約に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めることが重要であり、入札事務の電子化やインターネットにより情報公開に努める必要がある。

(2) 公正な競争の推進

公共工事の入札をめぐる談合は、県民の信頼を著しく損ねるものであることにかんがみ、入札談合等の違法行為を一掃し、競争性の確保を図っていく必要がある。

(3) 品質の確保

公共工事の品質確保は、良質な社会資本整備を通じ、豊かな国民生活の実現、安全の確保等に寄与するものである。

過度の低価格受注等により、公共工事の品質の低下を招くことがないよう公共工事の品質の確保を図る仕組みを構築する必要がある。

(4) 適正な履行の確保

公共工事の適正な履行、品質の確保を図るためには、施工段階において的確な監督・検査を重点的に行う必要があることから、監督、検査にあたる職員の新たな技術に対応する能力を養成するなど資質の向上を図る必要がある。

(5) 県内建設業者の育成

地域経済の活性化に寄与し、災害時の緊急出動など地域貢献に大きな役割を果たす建設業の重要性を考慮し、技術と経営に優れた県内建設業者の育成を図っていく必要がある。

Ⅱ 申入れ事項

1 県内建設業者の受注機会の確保

地域の経済と雇用を支え、災害への迅速な対応など地域貢献に大きな役割を果たす建設業の重要性を考慮し、技術と経営に優れた県内建設業者の育成を図っていく観点から、地域内建設業者や県内建設業者が受注機会を確保できるシステムを確立すること。

2 適正な工事等の確保

公共工事の品質の低下や低価格入札による下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止する観点から、次の取組を行うこと。

(1) 総合評価方式の導入

現在、試行的に取り組んでいる総合評価方式の本格的な導入を図ること。

導入に当たっては、様々な要素を公平に反映できるような改善を図ること。

(2) 適正な工事の監督等

公共工事の品質及び適正な工事の履行を確保し、下請業者等の労働条件の確保がなされるよう関係法令の遵守について、効果的な指導・監督に努めること。

(3) 低価格入札対策の見直し

適正価格で落札できる仕組みを検討すること。

(最低制限価格の見直しや監督強化基準価格の導入など)

3 公平性、透明性の確保

公平性、透明性の確保を図る観点から、次の取組を行うこと。

(1) 電子入札の拡大

公平性、透明性の確保に加え行政事務の効率化を図る観点から、電子入札の適用を拡大すること。

また、実施に当たっては、電子入札に必要なブロードバンドの普及拡大など条件整備について配慮すること。

(2) 入札監視委員会の機能強化

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保と公正な競争を更に促進するため、入札監視委員会の機能強化を図ること。

以上、公共工事について述べてきたが、測量・建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託などについても、改善が可能で効果が生じるものについては同様の検討をされたい。

「過疎対策の特別措置法の失効に伴う新たな法律の 制定」について

1 現 状

(1) 過疎地域の現状

過疎地域では、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、農林水産業や地場産業の停滞や、いわゆる限界集落と呼ばれる、機能の維持・存続が危ぶまれている集落の問題の顕在化など、過疎地域の自立を促進する上での大きな課題がある。

これまで国土の保全や水源の涵養、食糧の供給など、重要な役割を担っていた農地や森林は、耕作放棄や荒廃が一層進んでおり、今後、国民生活にも影響を及ぼすことが憂慮されている。

【参考】

○ いわゆる限界集落

65歳以上の人口が50%を超え、機能の維持・存続が危ぶまれる集落。

国土交通省の調査によると、平成18年4月時点において全国では、7,878カ所となっている。

また、平成19年度の調査によると九州では、2,131カ所で、うち本県は約半数の1,030カ所となっている。

(2) 過疎対策の特別措置法の制定

昭和45年以降、過疎対策の特別措置法が10年ごとに制定され、現行の過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という）は、過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正などに寄与する目的で、平成12年4月に制定されている。

ア 過疎対策の特別措置法の制定状況

昭和45.4～55.3 過疎地域対策緊急措置法

昭和55.4～平成2.3 過疎地域振興特別措置法

平成2.4～12.3 過疎地域活性化特別措置法

平成12.4～22.3 過疎地域自立促進特別措置法

イ 過疎法関連の主な施策

- (ア) 国の補助率のかさ上げ等
 - ・ 保育所，消防施設等
- (イ) 過疎対策事業債
 - ・ 元利償還の7割を交付税措置
- (ウ) 都道府県代行制度
 - ・ 基幹道路，公共下水道
- (エ) 金融措置
 - ・ 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け
- (オ) 税制措置
 - ・ 所得税，法人税に係る減価償却の特例等
- (カ) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置
- (キ) 過疎対策のための国庫補助金
 - ・ 過疎地域集落整備事業費補助金等

(3) 本県の指定状況

本県においては，平成20年2月現在，県下46市町村のうち40市町村が過疎地域対象団体となっており，うち8市は市町村合併等があった場合の特例によるものである。

法2条第1項 (32市町村)	阿久根市，大口市，西之表市，垂水市，曾於市，南さつま市，南九州市，三島村，十島村，さつま町，長島町，菱刈町，蒲生町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，瀬戸内町，宇検村，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町
法第33条第1項	指宿市，志布志市，奄美市
法第33条第2項 (5市)	鹿児島市（旧桜島町），鹿屋市（旧輝北町，旧吾平町），薩摩川内市（旧東郷町，旧樋脇町，旧入来町，旧祁答院町，旧里村，旧上甑村，旧下甑村，旧鹿島村），日置市（旧東市来町，旧日吉町，旧吹上町），霧島市（旧横川町，旧牧園町，旧福山町）

- (注) 1 : 「法」とは過疎地域自立促進特別措置法
2 : 「法第 33 条第 1 項」……市町村合併後の新市の全区域が過疎地域とみなされる。
3 : 「法第 33 条第 2 項」……新市町村全体でなく、合併前に過疎地域であった旧市町村の区域が過疎の区域とみなされる市町村。

2 課 題

(1) 過疎法の失効

平成 22 年 3 月で、現行の過疎地域自立促進特別措置法は失効することとなっている。過疎地域の現状等を考慮すると、引き続き総合的な過疎対策を講ずる必要があり、過疎地域の振興が図られるよう新たな法律の制定が必要不可欠である。

また、市町村合併に伴う特例の適用を受けている地域においては、依然として人口減少や高齢化が進行し、生活環境等の整備の立ち遅れや、人口の偏在が著しい過疎地もあるなど、なお多くの課題を抱えていることから、引き続き、特例措置を考慮した新法制定が必要である。

3 まとめ

過疎の現状にかんがみ、引き続き総合的な過疎対策を講ずる必要があることから、県議会においては、過疎法の必要性等について議論を深め、新法制定に向け国等へ要望していくべきである。

また、市町村合併に伴う特例並びに過疎地域の指定単位等の見直しについても、検討していく必要がある。

当委員会においては、新法制定に向けた取組について検討してきたが、過疎地域の自立促進のための調査研究を行う、県及び関係市町村の職員で構成する「過疎地域自立促進調査研究会」が平成 20 年 2 月に設置されたところであり、県議会としても、研究会の検討状況を見守りながら、県当局との継続した議論を進めていく必要があることから、所管の常任委員会での取組が望まれる。

「青少年の違法ドラッグ乱用防止」について

1 「違法ドラッグ」とは

麻薬等と同様に、多幸感、快感等を高めるものとしてアダルトショップ、インターネット等で人に乱用させることを目的として販売されている製品であるが、麻薬類似の有害性が疑われる物質で乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬や覚せい剤等の乱用につながるゲートウェイドラッグ（入門薬物）となることも懸念されるとともに、犯罪等に悪用されるおそれもあるものである。

麻薬や覚せい剤と異なり法令で所持や使用が禁止されていないことや、薬事法が及ばないよう使用目的を偽装している薬物ということで、かつては「合法ドラッグ」とも呼ばれていたが、薬事法違反である疑いが強いいため、国は「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）」と呼ぶこととした。

2 現状

(1) 違法ドラッグの規制

違法ドラッグについては、人体摂取を目的としない、医薬品以外の物（芳香剤、研究用試薬等）であるかのように偽装されることから、迅速かつ実効ある取締りが困難であったが、薬事法の改正（平成 19 年 4 月施行）において、順次、「指定薬物」として指定されることにより、単純所持及び使用を直ちに規制するものではないが、流通段階における規制や取締りを行うことができるようになった。

さらに、違法ドラッグの一部には、順次、その有害性が立証されて麻薬として指定されたことにより、所持も使用も禁止されたものもある。

なお、本県における検挙事案は、平成 19 年 11 月末現在で皆無である。

* 改正薬事法による違法ドラッグの主な規制

- ① 物質を指定して規制（指定薬物）…平成 20 年 2 月現在で、33 物質
- ② 指定薬物を医療等の用途以外に製造、輸入、販売等をするを禁止
- ③ 医療関係者等向け以外の指定薬物に係る広告を禁止（インターネットも同様）

(2) 薬物乱用の状況

県警察本部によると、次のとおりである。

本県の少年による薬物乱用については、過去 10 年間では平成 9 年がピークで、202 人が検挙されていたが、平成 13 年を期に急激に減少している。

シンナー等については、平成 5 年の検知器の導入により、シンナー吸引者を現行犯逮捕できるようになったことから、シンナー事犯は激減しており、平成 18 年から平成 19 年 10 月末までの乱用少年の検挙人員は 0 人である。

違法ドラッグについては、県警察本部が、今のところ様々な青少年と接する中において、使用の情報は得られていない。また、情報が少ないために現状は不明であるが、違法ドラッグに関する情報の入手方法やきっかけとしては、インターネット、携帯サイト、学校の友人などが考えられるとしている。

* 新聞報道では、違法ドラッグを使用したきっかけについては、インターネットなどの事例が紹介されている。

(3) 本県における取組

ア 地域や学校における啓発

(ア) 鹿児島県薬物乱用対策推進地方本部を中心に、関係機関等と連携を図りながら、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進 <県保健福祉部>

(イ) 薬物乱用防止啓発教育事業の実施 <〃>

(ウ) 薬物乱用防止広報車を利用した薬物乱用防止教室を開催 <県警>

イ 麻薬取扱者等に対する指導監督 <県保健福祉部>

ウ 無承認無許可医薬品に該当する違法ドラッグであることが疑われる製品の買上検査 <〃>

3 課題

違法ドラッグの乱用の実態については、よくわからないため、引き続き、薬物を使用しないよう、青少年に対して啓発する。

4 まとめ

違法ドラッグについては、乱用の実態把握が困難なこと等から、「需要の根絶」の視点からの啓発が重要である。

本県では、違法ドラッグの乱用防止対策として、現在、改正薬事法に基づく規制強化に合わせて、薬剤師会等の協力を得ながら薬物乱用防止啓発事業の実施や、薬物乱用防止広報車等を活用した薬物乱用防止教室の開催など地域や学校における啓発、麻薬取扱者等に対する指導監督などの取組が行われているところである。

当委員会において、このテーマを検討してきたが、検挙事例がなく、また啓発などの取組も行われていることから、今回は提言せず、報告することとした。

今後とも、県の取組状況や違法ドラッグ販路等の関連の動き等も見守りながら、今後、政策提言の検討が必要であると判断される状況に至ったときは、直ちに対応したい。

なお、違法ドラッグの乱用防止対策については、青少年の健全育成の観点から、引き続き検討していくことが重要であることから、所管の常任委員会における取組も望まれる。

「暴走族取締り」について

1 「暴走族」とは

道路交通法及び道路運送車両法などの交通法規を無視し、自動車やオートバイで危険な運転や騒音を伴って走り回る集団のことである。

2 現状

(1) 暴走族の状況

本県における暴走族等は、以前は、週末等を中心に定期的に県内各地において集団で暴走行為を繰り返していたが、最近は、単独または少人数での散発的な暴走行為が多くなっている。

全体としては、暴走族は減少傾向にあり、平成 19 年 12 月末現在でグループ数 7、構成員 39 人、その他暴走志向者 203 人が確認されている。

また、暴走族等は大半が少年で構成され（63.6%）、無職が約半数（46.3%）を占めている。

暴走族グループの推移

年 度	15	16	17	18	19
グループ数	7	10	12	8	7
構成員数	53	54	58	43	39
暴走志向者	294	255	211	192	203
合 計	347	309	269	235	242

(2) 「鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例」の施行

本県では、暴走族等による暴走行為が県民生活に多大な影響を及ぼしていたことから、暴走族等の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を防止するために必要な事項を定めることにより、県民生活の安全と平穏を確保するため、「鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例」を制定し、平成 15 年 4 月 1 日から施行している。

(3) 本県における取組

ア 総合体制による取締りの強化と暴走族解体の促進

- ・あらゆる法令を活用した取締りの徹底

イ 暴走族の実態把握と構成員等に対する離脱の促進及び加入阻止

- ・人、車両の実態把握の徹底と個別指導等の強化
- ・中・高校生等に対する暴走族加入阻止の働きかけ

ウ 暴走族を許さない社会環境づくりの推進

- ・地区暴走族追放推進協議会等の活動
- ・暴走族追放協力員等の運用

3 課題

- (1) 個別指導・就労相談の充実など青少年に目的意識を持たせるための取組。
- (2) スポーツ・ボランティア活動等への参加による青少年の自己承認欲求を充足するための取組。

4 まとめ

暴走行為等を根絶するためには、取締りの強化はもとより、暴走行為のような反社会的な行為に親和感を抱くことのないよう、しっかりした規範意識を幼い頃から持たせることが必要であり、そのためには、家庭・地域・学校などが連携した取組が求められる。

また、暴走行為のような非行・不良行為を行った少年らが、再び反社会的行為を行うことのないよう、立ち直りを支援する社会全体の仕組み作りも重要である。

本県では、「鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例」に基づく暴走族を許さない社会環境づくりなどの取組がなされており、単独或いは少人数による暴走行為は依然として散見されるものの、暴走族等の数自体は減少傾向にあること、また、平成16年度から警察署に地域連帯係が設置され、地域ボランティアによる安全安心のまちづくり活動も活発になってきているところである。

当委員会において、このテーマを検討してきたが、暴走族等の減少傾向、

地域の取組が活発になってきていることから、今回は政策提言とせず、報告とすることとした。

今後とも、暴走族関連の動き、取締りや啓発等の取組状況などを見守りながら、さらに、政策提言等の検討が必要と判断される状況に至ったときは、直ちに対応したい。

なお、暴走族取締りについては、青少年の健全育成の観点から、引き続き検討していくことが重要であることから、所管の常任委員会における取組も望まれる。